

令和3年瑞穂町教育委員会第12回定例会 会議録

令和3年12月23日瑞穂町教育委員会第12回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君

・教育指導課長 小熊 克也 君・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君

・図書館長 町田 陽生 君

庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第36号 瑞穂町立中学校部活動指導員設置要綱

日程第4 報告事項1 瑞穂町自然保護等指針（令和2年度実績調査結果）のまとめについて

開会 午前9時

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年瑞穂町教育委員会第12回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において4番、村上委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりです。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第36号、瑞穂町立中学校部活動指導員設置要綱について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第36号については、令和4年度から町立中学校において、部活動の振興と部活動における教職員の負担を軽減することを目的として、学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員を設置するため、本案を提出するものです。詳細については、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 同設置要綱からご説明しますが、これに基づく部活動指導員のイメージ等についても後半で別添付属資料をもとに説明します。

1 ページおめくりください。それでは、内容について説明いたします。なお、説明中、瑞穂町立中学校部活動指導員を「指導員」と表現します。

第1条は、指導員の設置の趣旨について定めます。第2条は、指導員の職務を、第3条は、指導員の身分について定めます。おめくりいただき、第4条は、指導員のサービスを第5条では、指導員の資格について定め、指導するスポーツ等に係る専門的な知識及び技能を有すること等を定めます。第6条は、指導員の配置を、第7条では、指導員の任用について、町会計年度任用職員として任用することを定めます。

おめくりいただき、第8条は、任用期間について、第9条は、報告について定めます。第10条は、勤務日及び勤務時間について定め、勤務日数は週5日を上限とし1日当たりの勤務時間は平日2時間、休日3時間とします。第11条は、指導員の職の解除について、第12条では、指導員の報酬について定めます。おめくりいただき、第13条は、指導員の公務災害等の補償について、第14条では、庶務について定めます。

附則として、施行期日について定めます。

以上、同設置要綱の説明とさせていただきます。次に別添付属資料をご覧ください。瑞穂町立中学校部活動指導員の創設です。部活動指導員の具体的な在り方等を説明していきます。右上の図をご覧ください。教育指導課ではこれまでも部活動指導員に類似する事業として部活動指導補助員を中学校に派遣しています。以下、補助員と呼びますが、これは職員ではなく、講師扱いの立場であり、あくまでも教員がなっている部活動顧問の補助であり、部活動指導以外の部活動に関する業務を担わすことができません。いわゆるコーチの立場であって部活動全体の責任を有する部活動顧問ではないわけです。

例えば、公式試合の引率やその会場における審判などはできないことになっています。生徒にとっては、専門的な指導を受けられるメリットがあります。しかし、部活動を維持するには、現行下では教員が顧問をしなければならず、教員でその成り手が減ってきている状況では、部活動そのものを維持することが大変困難な時代となっています。国ではこのような現状に鑑み、学校教育法施行規則を改正し、部活動顧問として部活動の運営が全てできる部活動指導員を位置付けました。これを図で表すとプリント右下となります。下図に示されている通り、2つのケースが考えられ、ケース1では、部活動指導員が、教員の協力を得るもの

の顧問となって、全面的に運営に当たる場合、ケース2は顧問が、教員と部活動指導員が連ねており、連携して部活動の運営を行う場合となっています。

瑞穂町の部活動指導員は1校に3人、合計6人の配置を想定しています。部活動指導員は国・都の補助金事業であり、合計2/3を受けられます。国の補助事業であるので、その運営は厳格に行う必要があります。例えば、活動時間は平日2時間、土曜又は日曜で3時間を守らなければなりません。なお、公式試合等がある場合は例外扱いとなりますが、それでも振替の休養日をとる必要があります。教員の働き方改革にも貢献します。

部活動指導員はプリント左下にあるとおり、町の会計年度任用職員として採用します。部活動の職務は表にある通り多岐に渡っていますが全面的に担わすことができます。以上で説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 各校3人ずつ配置されるとのことですが、現状はどのようになっているのでしょうか。

教育指導課長 現状として、部活動指導補助員が相当の部分を担っています。瑞中では、剣道部、卓球部、バスケ部などです。二中では、吹奏楽部になります。かなりの部分を補完できてはいますが、完全ではなく、教員への負担が発生しています。

村上委員 指導員3人枠を超えて必要になった場合は、補助員としての立場となるのでしょうか。

教育指導課長 来年度については、部活指導員と部活動指導補助員の制度を並存させていきます。

村上委員 その場合、立場によって仕事内容に差異が出てきます。部活顧問の教員と調整を密にし、明確な説明をお願いしたい。

教育指導課長 校長先生とは内々で調整を図り始めています。基本的には先生方の働き方改革を念頭に置いていますので、原則、部活動指導員等で活動を支えられるようにしていきたいと思っています。また、説明についても、確実に行っていきます。

鳥海教育長 国における制度化は平成29年4月です。瑞穂町において、漸く制度に則り行っていくこととなります。現在の補助員の方には、負担等も増えてしまっていますが、ぜひ指導員へ移行していただきたいと考えています。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第36号に対する討論を行います。

す。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第36号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第36号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、報告事項1、瑞穂町自然保護等指針（令和2年度実績調査結果）のまとめについて、教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項1については、瑞穂町自然保護等指針（令和2年度実績調査結果）のまとめについて報告するものです。詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長

瑞穂町自然保護等指針（令和2年度実績調査結果）のまとめについて、ご説明いたします。1枚おめくりください。

「1」の調査経緯ですが、町の在来の自然環境を保護するための対象及び事業を体系的に整理し、推進していくために、「瑞穂町自然等保護指針」を平成27年度に策定しました。各課における個々の施策の年度ごとの進捗管理を図書館文化財担当が取りまとめるもので、令和2年度に実施した施策の実績調査結果がまとまりましたので報告するものです。

「2」の調査方法ですが、全課に新たな対象物や既に報告があったものについての変更等を調査しました。「3」の各課（館）の施策数ですが、旧来の自然環境保護施策は計35施策で、令和元年度と比較して

4 施策の減となっています。

減の内容については、環境課の施策名「マツムシ」では、みずほエコパーク内の環境変化等により個体が確認できなくなったため、環境課の施策名「ミツバチ」では、飼育をやめたため、都市計画課の施策名「ミゾゴイ」では、棲息が最終確認されてから10年以上が経過したため、その他施策の統合による減が1施策です。

次に、都市景観の創造ですが、計73施策です。令和元年度と比較して、新規に追加した3施策と削除した1施策を差し引いて、2施策の増となっています。新規に追加した施策は、建設課の施策名「みどりの募金による記念植樹」2施策で、さやま花多来里の郷にミツバツツジ2本と、狭山池公園にミツバツツジ1本を植樹しています。それと図書館の施策名「原種シクラメン植栽」1施策です。削除した施策は企画課の施策名「被爆桜」1施策で苗木の枯死が確認されたため削除となりました。「4」の検証ですが、それぞれの状況を自然分野専門の学芸員が検証し、検証結果をもとに、不良等の指摘事項がある場合は、担当部署に対応を要請し、助言を行います。

報告書をおめくりください。指摘事項がある施策についての学芸員による検証内容です。記載のとおりで、担当部署に助言等を行います。2枚おめくりください。新規に追加された施策と削除された施策についての説明になります。削除された施策については記載のとおりで、今回新規に追加された施策についてご説明いたします。なお、「みどりの募金による記念植樹」や施策の統合による削除については、前年度までの施策の取組み内容に変更がないため、説明を省略しています。

それでは新規に追加された「原種シクラメン植栽」ですが、令和2年度から、郷土資料館の自然科学を専門とする学芸員と町内のシクラメン生産者が連携し、希少な原種シクラメンを苗から育て、みずほエコパークに植栽することで、新たな視点から瑞穂町のシクラメンを広く知っていただくという取組みです。観賞用の品種と比べて、原種は花が小さく、群生すると山野草のような美しさがあり、葉の模様が美しいのが特徴です。

本日お配りした写真が掲載されているA4横サイズの「参考資料」をご覧ください。表紙をおめくりく

ださい。みずほエコパークの芝生広場に隣接している雑木林内に群生するよう植栽しました。1枚おめくりください。開花状況です。おめくりください。こちらも開花状況です。写真は全て「コーム」という種類ですが、白い色の花も混ざっています。おめくりください。葉の模様です。色の濃い部分がちょうどクリスマスツリーのように見えます。おめくりください。園芸品種との比較です。実際に温室で販売されているシクラメンを並べてみました。大きさがかなり違うことが確認できます。おめくりください。この取組みをプレスリリースしたところ、複数の新聞に掲載されました。日付順に、朝日新聞、東京新聞、西の風、産経新聞に掲載されました。

報告事項の資料の最後に施策の一覧を添付しています。後ほどご覧いただけたらと存じます。1月に開催される小中学生議会でも、自然に関するご質問を頂戴しています。郷土資料館「けやき館」を拠点に自然保護に関する役割を果たしていくための手段として、本指針に基づく、組織横断的な自然に関する実績調査結果を有効に活用して参ります。

本日追加資料としてお渡ししました、読売新聞の記事についての説明です。自然保護指針の位置付けとしては、施策6-3-A“さやま花多来里の郷”に該当し、所管は建設課になります。自然担当の学芸員が連携し、さやま花多来里の郷の群生地保全のために苗を栽培する取組を行ってきました。その苗を現地に植え、順調に育っていくか等の検証を行っていくものになります。

鳥海教育長

補足します。説明の最後にありました、カタクリの苗作りですが、町民会館南側で発泡スチロールを入れ物にして、育てていました。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

村上委員

原種のシクラメン栽培やカタクリを種から育てることにしても、非常に難しい技術ではないかと思えます。それを瑞穂町で行っていることをたくさん宣伝してほしい。

図書館長

今回初めて原種シクラメンに関するプレスリリースを大々的に行ったところ、ご覧のとおり各社関心を持っていただきました。例えば、エコパークの原種シクラメンであれば、産業課や環境課などと連携し、組織横断的に行っていますので、関係各課と調整し、PRに努めていきます。

村上委員
鳥海教育長

子どもたちに向けても、積極的にお知らせしていただきたい。
学芸員は知識が豊富です。先ほど述べました、町民会館南側の栽培についても、細かい作業などを行っているのを目にしています。また、学芸員については、ふるさと学習みずほ学に関しても、主に小学校へ出前授業を行っています。貴重な戦力であると感じているところです。

鳥海教育長
鳥海教育長

ほかにご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。
以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
これにて令和3年瑞穂町教育委員会第12回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前 9時27分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員